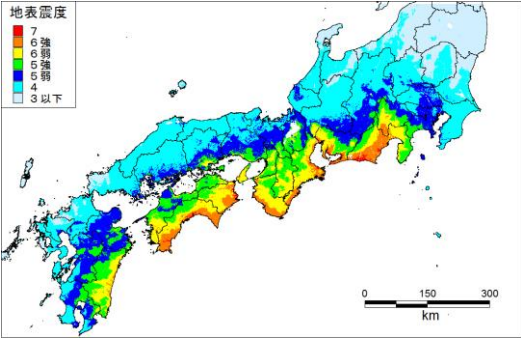
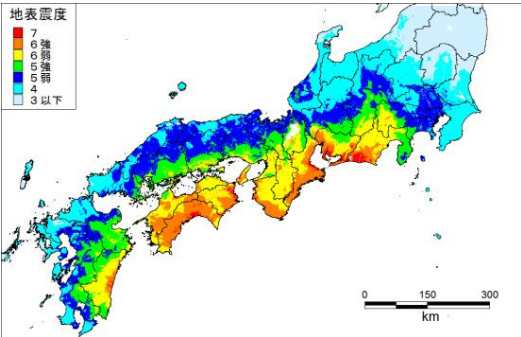
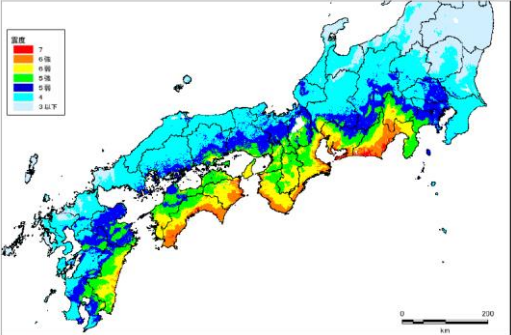
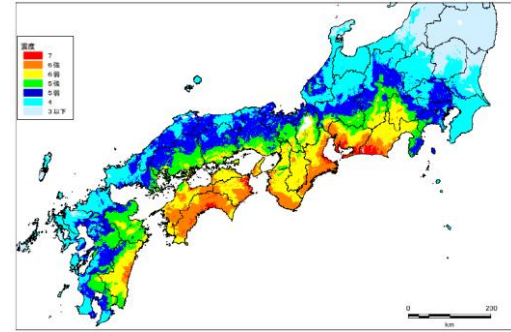
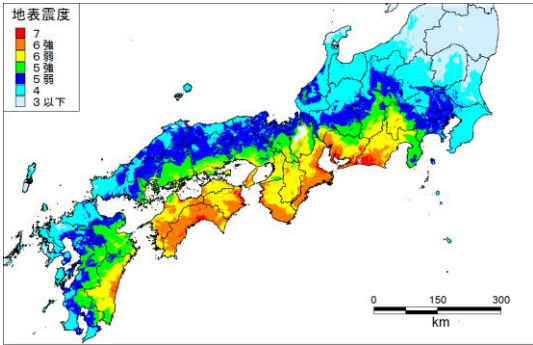
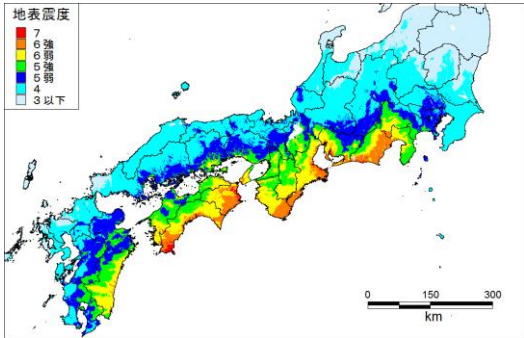
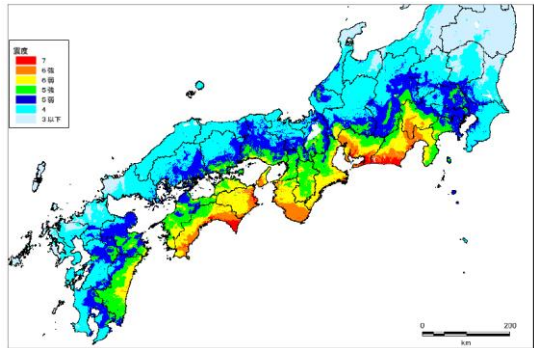
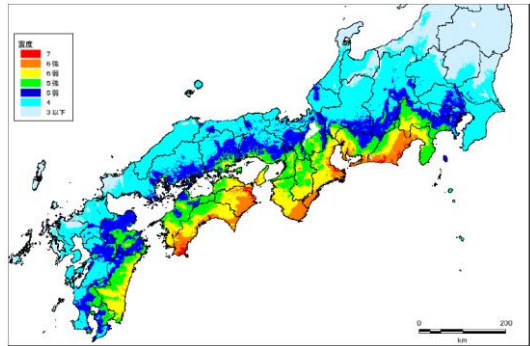
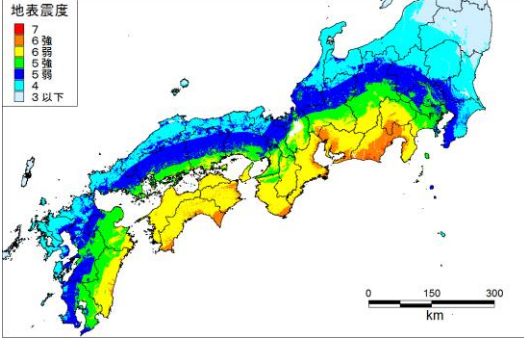
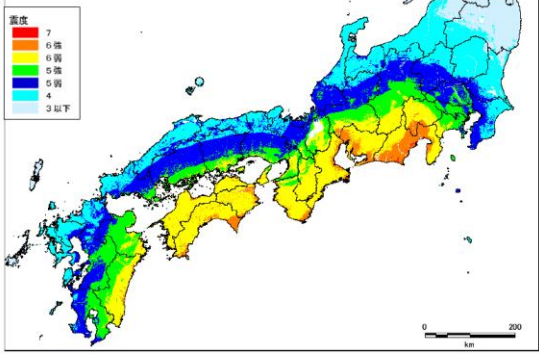


令和7年度 津市地域防災計画（資料編）新旧対照表（案）

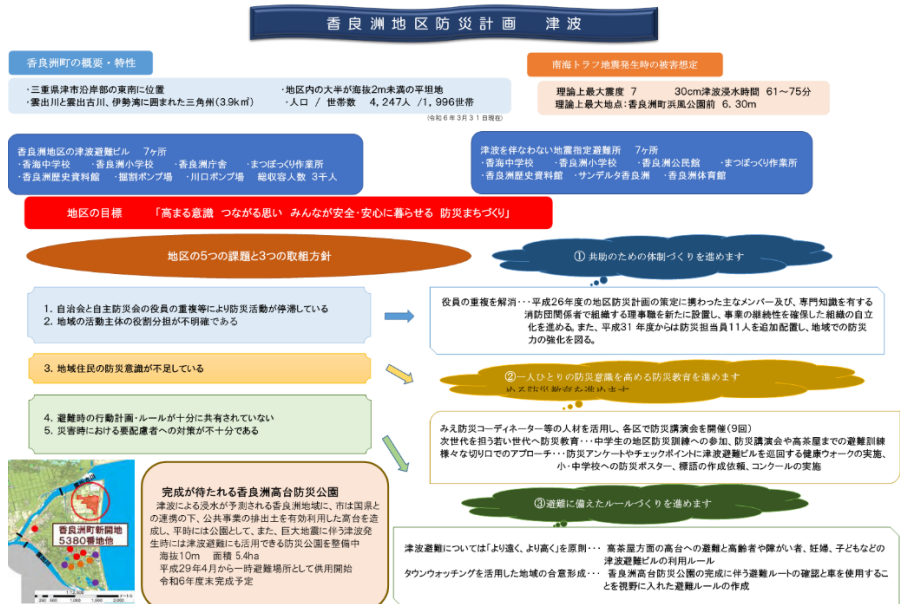
No.	頁	行	旧	新																								
1	9	2	I 被害想定（危機管理部） 1 過去の被害想定 (1) （略） (2) 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告によるもの 南海トラフの巨大地震については、東北地方太平洋沖地震を教訓に、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震モデル検討会において震度分布、津波高、浸水域等が推計され、それらを基に、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて建物被害、人的被害、施設等の被害及び経済的な被害等が推計され、今後の防災対策の基礎資料として被害の全体像が示されたものである。また、被害想定については、平成24年8月に被害想定第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果が取りまとめられ、平成25年3月には被害想定第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害を取りまとめられた。 ア 想定する地震動 ＜南海トラフ巨大地震モデル最大となる震度＞ <table><tr><td></td><td>基本ケース</td><td>陸側ケース</td><td>東側ケース</td><td>西側ケース</td><td>経験的手法</td></tr><tr><td>津市</td><td>6強</td><td>7</td><td>6強</td><td>6強</td><td>6強</td></tr></table>		基本ケース	陸側ケース	東側ケース	西側ケース	経験的手法	津市	6強	7	6強	6強	6強	I 被害想定（危機管理部） 1 過去の被害想定 (1) （略） (2) 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ及び南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会の報告によるもの 南海トラフの巨大地震については、東北地方太平洋沖地震を教訓に、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震モデル検討会において震度分布、津波高、浸水域等が推計され、それらを基に、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて建物被害、人的被害、施設等の被害及び経済的な被害等が推計され、今後の防災対策の基礎資料として被害の全体像が示された。また、被害想定については、平成24年8月に被害想定第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果が取りまとめられ、平成25年3月には被害想定第二次報告として、施設等の被害及び経済的な被害を取りまとめられた。そして、令和7年3月に、これまでの防災対策の進捗状況や最新の知見等を踏まえ、南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会において検討された、最大クラスの地震・津波、時間差において、発生する地震・津波並びに被害想定推計手法に基づき、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて、被害想定の見直しが行われ、報告書として取りまとめられた。 ア 想定する地震動 ＜南海トラフ巨大地震モデル最大となる震度＞ <table><tr><td></td><td>基本ケース</td><td>陸側ケース</td><td>東側ケース</td><td>西側ケース</td><td>経験的手法</td></tr><tr><td>津市</td><td>6強</td><td>7</td><td>6強</td><td>6強</td><td>6強</td></tr></table>		基本ケース	陸側ケース	東側ケース	西側ケース	経験的手法	津市	6強	7	6強	6強	6強
	基本ケース	陸側ケース	東側ケース	西側ケース	経験的手法																							
津市	6強	7	6強	6強	6強																							
	基本ケース	陸側ケース	東側ケース	西側ケース	経験的手法																							
津市	6強	7	6強	6強	6強																							

No.	頁	行	旧	新
			(ア) 基本ケース 中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定したもの  [基本ケース地表震度 全域] (イ) 陸側ケース 基本ケースの強振動生成域を、可能性のある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの  [陸側ケース 地表震度 全域]	(ア) 基本ケース 中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定したもの  [基本ケース地表震度 全域] (イ) 陸側ケース 基本ケースの強振動生成域を、可能性のある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの  [陸側ケース 地表震度 全域]

No.	頁	行	旧	新
			(ウ) 東側ケース 基本ケースの強振動生成域を、やや東側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの  [東側ケース 地表震度 全域] (エ) 西側ケース 基本ケースの強振動生成域を、やや西側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定したもの  [西側ケース 地表震度 全域]	(ウ) 東側ケース 基本ケースの強振動生成域を、やや東側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの  [東側ケース 地表震度 全域] (エ) 西側ケース 基本ケースの強振動生成域を、やや西側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定したもの  [西側ケース 地表震度 全域]

No.	頁	行	旧	新																																													
			(オ) 経験的手法による震度分布 基本ケースの強振動生成域を、やや西側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの  [経験的手法による震度分布]	(オ) 経験的手法による震度分布 <u>(削除)</u>  [経験式 地表震度 全域]																																													
2	220	34	VI 備蓄 2 5 給水施設等一覧 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u>	VI 備蓄 2 5 給水施設等一覧 (1)～(3) (略) (4) <u>医療施設給水箇所（上下水道事業局）</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>病院名</th><th>災害拠点 病院</th><th>緊急告示 医療機関</th><th>透析医療 施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>三重大学医学部附属病院</u></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>三重中央医療センター</u></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>大門病院</u></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>武内病院</u></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>津腎クリニック</u></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>永井病院</u></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>遠山病院</u></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>8</td><td><u>吉田クリニック</u></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>	No.	病院名	災害拠点 病院	緊急告示 医療機関	透析医療 施設	1	<u>三重大学医学部附属病院</u>	○	○	○	2	<u>三重中央医療センター</u>	○	○		3	<u>大門病院</u>		○		4	<u>武内病院</u>		○	○	5	<u>津腎クリニック</u>			○	6	<u>永井病院</u>		○	○	7	<u>遠山病院</u>		○	○	8	<u>吉田クリニック</u>		○	
No.	病院名	災害拠点 病院	緊急告示 医療機関	透析医療 施設																																													
1	<u>三重大学医学部附属病院</u>	○	○	○																																													
2	<u>三重中央医療センター</u>	○	○																																														
3	<u>大門病院</u>		○																																														
4	<u>武内病院</u>		○	○																																													
5	<u>津腎クリニック</u>			○																																													
6	<u>永井病院</u>		○	○																																													
7	<u>遠山病院</u>		○	○																																													
8	<u>吉田クリニック</u>		○																																														

No.	頁	行	旧	新																																			
			(4) 災害時協力井戸（危機管理部）	<table border="1"> <tr> <td>9</td><td>岩崎病院</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>10</td><td>津生協病院</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>11</td><td>若葉病院</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>12</td><td>榊原温泉病院</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>13</td><td>三重県立一志病院</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>14</td><td>津みなみクリニック</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>15</td><td>はくさんクリニック</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> </table>	9	岩崎病院		○		10	津生協病院		○		11	若葉病院		○	○	12	榊原温泉病院		○	○	13	三重県立一志病院		○		14	津みなみクリニック			○	15	はくさんクリニック			○
9	岩崎病院		○																																				
10	津生協病院		○																																				
11	若葉病院		○	○																																			
12	榊原温泉病院		○	○																																			
13	三重県立一志病院		○																																				
14	津みなみクリニック			○																																			
15	はくさんクリニック			○																																			
3	284	3	XII その他 5 2 地区防災計画 （香良洲地区防災計画）	XII その他 5 2 地区防災計画 （香良洲地区防災計画）																																			



No.	頁	行	旧					新				
4	297	31	5 4 災害救助法による救助の程度と期間（危機管理部） 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表 出典「災害救助事務取扱要領」					5 4 災害救助法による救助の程度と期間（危機管理部） 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表 出典「災害救助事務取扱要領」				
			援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
			(略)					(略)				
			被災者の救出	(略)	(略)	(略)	(略)	被災者の救出	(略)	(略)	(略)	(略)
			(新設)					福祉サービス の提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談 対応等消耗器材費又は 器物の使用謝金、借上 費若しくは購入費（工 事費を含む。）として当 該地域における通常 の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使 用謝金、器物の使用謝 金、借上費若しくは購 入費、光熱水費、仮設 便所等の設置費として 当該地域における通常 の実費	災害発生 の日から 7 日以内	輸送費、 人件費 は、別途 計上
			住家の被害の 拡大を防止す るための緊急 修理	(略)	(略)	(略)	(略)	住家の被害の 拡大を防止す るための緊急 修理	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)					(略)				

No.	頁	行	旧				新																																			
5	303	10	5	6	応援要請の種別、要請に必要な付記事項、経費負担等（危機管理部、総務部、 <u>水道局</u> 、消防本部）	5	6	応援要請の種別、要請に必要な付記事項、経費負担等（危機管理部、総務部、 <u>上下水道管理局</u> 、 <u>上下水道事業局</u> 、消防本部）																																		
					<table><tr><td></td><td>要請の種別</td><td>要請に必要な付記事項</td><td>経費負担</td></tr><tr><td rowspan="4">応援・応急措置</td><td>1 県への応援要請 (災害対策基本法第 68 条)</td><td>(1)～(4) (略)</td><td>要請者</td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 他の市町村への応援要請 (災害対策基本法第 67 条 三重県市町村災害応援協定 三重県水道災害広域応援協定)</td><td>(1)～(6) (略)</td><td>要請者</td></tr><tr><td><u>3</u> 他の消防機関への要請 (三重県内消防相互応援協定 三重県高速道路等における消防相互応援協定)</td><td>(1)～(6) (略)</td><td>人件費等の経常 経費及び公務災害 補償費は応援市町 村の負担とし、こ れ以外の経費につ</td></tr></table>		要請の種別	要請に必要な付記事項	経費負担	応援・応急措置	1 県への応援要請 (災害対策基本法第 68 条)	(1)～(4) (略)	要請者	<u>(新設)</u>			2 他の市町村への応援要請 (災害対策基本法第 67 条 三重県市町村災害応援協定 三重県水道災害広域応援協定)	(1)～(6) (略)	要請者	<u>3</u> 他の消防機関への要請 (三重県内消防相互応援協定 三重県高速道路等における消防相互応援協定)	(1)～(6) (略)	人件費等の経常 経費及び公務災害 補償費は応援市町 村の負担とし、こ れ以外の経費につ			<table><tr><td></td><td>要請の種別</td><td>要請に必要な付記事項</td><td>経費負担</td></tr><tr><td rowspan="4">応援・応急措置</td><td>1 県への応援要請 (災害対策基本法第 68 条)</td><td>(1)～(4) (略)</td><td>要請者</td></tr><tr><td><u>2 指定行政機関及び指定地方 行政機関への応援要請 (災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項) ※災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項に基づく要求が困難な場合</u></td><td><u>(1) 県へ要請の要求がで きない理由</u> <u>(2) 災害の状況</u> <u>(3) 応援（応急措置の実 施）を要請する理由</u> <u>(4) 応援希望する物資、資 材、機械、器具等の品名 及び数量</u> <u>(5) 応援を必要とする活 動内容（必要とする応急 措置内容）</u> <u>(6) その他必要な事項</u></td><td>要請者</td></tr><tr><td><u>3</u> 他の市町村への応援要請 (災害対策基本法第 67 条 三重県市町村災害応援協定 三重県水道災害広域応援協定)</td><td>(1)～(6) (略)</td><td>要請者</td></tr><tr><td><u>4</u> 他の消防機関への要請 (三重県内消防相互応援協定 三重県高速道路等における消防相互応援協定)</td><td>(1)～(6) (略)</td><td>人件費等の経常 経費及び公務災害 補償費は応援市町 村の負担とし、こ れ以外の経費につ</td></tr></table>		要請の種別	要請に必要な付記事項	経費負担	応援・応急措置	1 県への応援要請 (災害対策基本法第 68 条)	(1)～(4) (略)	要請者	<u>2 指定行政機関及び指定地方 行政機関への応援要請 (災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項) ※災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項に基づく要求が困難な場合</u>	<u>(1) 県へ要請の要求がで きない理由</u> <u>(2) 災害の状況</u> <u>(3) 応援（応急措置の実 施）を要請する理由</u> <u>(4) 応援希望する物資、資 材、機械、器具等の品名 及び数量</u> <u>(5) 応援を必要とする活 動内容（必要とする応急 措置内容）</u> <u>(6) その他必要な事項</u>	要請者	<u>3</u> 他の市町村への応援要請 (災害対策基本法第 67 条 三重県市町村災害応援協定 三重県水道災害広域応援協定)	(1)～(6) (略)	要請者	<u>4</u> 他の消防機関への要請 (三重県内消防相互応援協定 三重県高速道路等における消防相互応援協定)	(1)～(6) (略)	人件費等の経常 経費及び公務災害 補償費は応援市町 村の負担とし、こ れ以外の経費につ
	要請の種別	要請に必要な付記事項	経費負担																																							
応援・応急措置	1 県への応援要請 (災害対策基本法第 68 条)	(1)～(4) (略)	要請者																																							
	<u>(新設)</u>																																									
	2 他の市町村への応援要請 (災害対策基本法第 67 条 三重県市町村災害応援協定 三重県水道災害広域応援協定)	(1)～(6) (略)	要請者																																							
	<u>3</u> 他の消防機関への要請 (三重県内消防相互応援協定 三重県高速道路等における消防相互応援協定)	(1)～(6) (略)	人件費等の経常 経費及び公務災害 補償費は応援市町 村の負担とし、こ れ以外の経費につ																																							
	要請の種別	要請に必要な付記事項	経費負担																																							
応援・応急措置	1 県への応援要請 (災害対策基本法第 68 条)	(1)～(4) (略)	要請者																																							
	<u>2 指定行政機関及び指定地方 行政機関への応援要請 (災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項) ※災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項に基づく要求が困難な場合</u>	<u>(1) 県へ要請の要求がで きない理由</u> <u>(2) 災害の状況</u> <u>(3) 応援（応急措置の実 施）を要請する理由</u> <u>(4) 応援希望する物資、資 材、機械、器具等の品名 及び数量</u> <u>(5) 応援を必要とする活 動内容（必要とする応急 措置内容）</u> <u>(6) その他必要な事項</u>	要請者																																							
	<u>3</u> 他の市町村への応援要請 (災害対策基本法第 67 条 三重県市町村災害応援協定 三重県水道災害広域応援協定)	(1)～(6) (略)	要請者																																							
	<u>4</u> 他の消防機関への要請 (三重県内消防相互応援協定 三重県高速道路等における消防相互応援協定)	(1)～(6) (略)	人件費等の経常 経費及び公務災害 補償費は応援市町 村の負担とし、こ れ以外の経費につ																																							

No.	頁	行	旧			新		
					いては要請市町村等の負担とします。			いては要請市町村等の負担とします。
			4 緊急消防援助隊の要請 (消防組織法第 44 条)	(1)～(6) (略)	国の指示を受けて出動した場合の 人件費等については政令に従い国が負担します。 それ以外の出動の場合は、公務災害補償費に要する費用等を除き要請市町村等が負担します。	5 緊急消防援助隊の要請 (消防組織法第 44 条)	(1)～(6) (略)	国の指示を受けて出動した場合の 人件費等については政令に従い国が負担します。 それ以外の出動の場合は、公務災害補償費に要する費用等を除き要請市町村等が負担します。
			5 防災ヘリコプターの要請 (三重県防災ヘリコプターに関する支援協定)	(1)～(7) (略)	三重県	6 防災ヘリコプターの要請 (三重県防災ヘリコプターに関する支援協定)	(1)～(7) (略)	三重県

No.	頁	行	旧			新		
			職員の派遣・幹旋	<u>6</u> 県への指定地方行政機関または他自治体の職員の派遣の幹旋要請 (災害対策基本法第 <u>29</u> 条 地方自治法第 252 条の 17)	(1)～(4) (略) 他自治体から派遣を受けた場合は災害対策基本法施行令第 18 条に基づく所定の方法による。指定公共機関等から派遣を受けた場合は、各計画に定めるもののほかはその都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うこととします。	職員の派遣・幹旋	<u>7</u> 県への指定地方行政機関または他自治体の職員の派遣の幹旋要請 (災害対策基本法第 <u>30</u> 条 地方自治法第 252 条の 17)	(1)～(4) (略) 他自治体から派遣を受けた場合は災害対策基本法施行令第 18 条に基づく所定の方法による。指定公共機関等から派遣を受けた場合は、各計画に定めるもののほかはその都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うこととします。